

一般社団法人八幡市観光協会観光PRキャラクターの取り扱い等に関する要綱

一般社団法人八幡市観光協会観光PRキャラクター（以下「PRキャラクター」という。）の取り扱いについて、下記のとおり定める。

1. 一般社団法人八幡市観光協会（以下「協会」という。）の主催事業へのPRキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の出演は、協会が雇用又は指名した者が着用して出演する。
2. 着ぐるみの貸し出しを希望する者（以下「借主」という。）は、所定の用紙により、協会へ申し込む。
ただし、貸し出しが可能な者及び借り受け目的については、次に該当する場合のみとする。
 - (1) 貸し出しが可能な者
 - ① 八幡市及び京都府またはそれに準ずる者
 - ② 八幡市観光協会会員
 - ③ その他、協会の理事長（以下「理事長」という。）が認める者
 - (2) 借り受けの目的
 - ① 観光に関するPR活動
 - ② 土産物や特産品、地域資源等のPR活動
 - ③ その他、八幡市や関係団体が主催する公益性が高い事業活動
3. 着ぐるみの貸し出しに係る費用については、着ぐるみの維持費等が必要なことから、半日5,000円とする。
ただし、観光振興や、地域振興等公共性が高いものにあつては、協会の判断により無償とすることができる。
なお、運搬費用等の諸費用については借主の負担とする。
4. 借主は、着ぐるみの使用により第三者に損害を与えた場合、一切の責任を負う。
5. 着ぐるみを借り受け、着ぐるみを破損または汚損した場合、借主は、補修等に係る費用の全額を負担する。また、着ぐるみの破損または汚損により、以降の貸し出しに支障が生じ、損害賠償等が発生した場合は、当該借主がそのすべてを負担する。
6. PRキャラクターのイラスト（以下「イラスト」という。）を作成し、使用しようとする場合は、理事長の許可を得なければならない。
7. 前項のイラストを作成し、使用できる者は、第2項第1号に規定する者とし、その目的は、同項第2号の規定と同様とする。
8. 前項の規定に関わらず、理事長は、協会の目的に反しない範囲で、営利を目的とした第三者に対し、有償にてイラストを使用させることができる。なお、使用料等は、別に定める。
ただし、観光振興、地域振興に寄与すると認められる場合は、無償においてもイラストを使用させることができる。
9. この要綱に定めのない事項は、理事長が別に定める。
10. この要綱は、令和元年6月9日から施行する。